

SNS利用に関する注意点について

- ▶ みなさんの中にも Instagram, X, Facebook, LINE などのSNSを情報伝達とコミュニケーションの便利なツールとして活用されていると思います。
- ▶ 気軽に利用できる一方で、不特定多数の利用者がアクセスし閲覧できることから、不用意な投稿により、発信した人だけでなく、他人をも巻き込んでしまう事案が発生しています。
- ▶ 投稿した内容は発信した人の意思に反し、第三者により保存や転載され、完全に削除することが困難となることがあります。投稿内容から所属組織や個人が特定され、その結果、発信した本人のみならず、関係する人も将来において不利益を被る可能性があり、特に学生のみなさんにとっては就職や進学の際に悪い影響を及ぼすことも想定されます。
- ▶ 島根大学では、個人の責任において行うコミュニケーション活動を最大限尊重しつつも、大学や個人の信用や品位を失墜させることなく、適切に利用するための基本的な心得として「島根大学ソーシャルメディアガイドライン」が定められています。
- ▶ SNS等のトラブルに関する相談は年々増えており、事案も多岐にわたることから、あらためて、「島根大学ソーシャルメディアガイドライン」の内容を確認して、SNS等に関する適切な利用方法についての理解を深め、責任ある行動をお願いします。

1. 偽アカウント, 架空アカウントに注意

- ✓ 偽のアカウントや架空のアカウントを悪用して、不正リンクの投稿、個人情報盗用などが増えてきています。
- ✓ SNSで関わるアカウントの相手が本物であるかどうか確認し、本人確認ができない場合には、安易にフォロー（購読）したり、友達になったりしないようにしてください。

2. アプリケーションをダウンロードする際には要注意

- ✓ アプリケーションの中には、スマホに入っているアドレス帳などの個人情報に関するデータへアクセスする許可を求めてくるものがあります。このようなアプリケーションの中には、個人情報を収集して、架空請求を送りつけることなどを目的としているものもあります。
- ✓ **ダウンロードする前に、アプリの利用規約・プライバシーポリシーの中で個人情報に関する記述は熟考して、リスクがある場合にはダウンロードをキャンセルしましょう。**

3. プライバシー情報の書き込みに注意

- ✓ 友人間のコミュニケーションを目的としてSNSを利用している場合でも、プライバシー設定が不十分であったり、人的操作ミスで情報が思わぬ形で拡散する危険性もあります。
- ✓ ネット上に書き込む場合は、書き込み内容に不適切な表現等がないことを十分に確認してください。

4. 位置情報の流出に注意

- ✓ スマートフォンで撮影した写真には、設定変更していなければ、撮影日時、撮影した場所の位置情報（G P S情報）が含まれます。
- ✓ 位置情報付きの写真を確認せずにネット上に公開すると、自分の自宅や居場所が他人に特定されてしまう危険性があり、迷惑行為やストーカー被害などの犯罪の被害に遭う可能性もあるため十分注意が必要です。
- ✓ 位置情報をつけて写真を投稿しないように心がけてください。

5. 著作権侵害に注意

- ✓ 写真、イラスト、音楽など、ネット上に掲載されているほとんどのものは誰かが著作権を有しています。これらを権利者の許諾を得ず複製し論文に使用、もしくは複製しネット上に公開することは著作権侵害に抵触します。
- ✓ また、人物の写真は、撮った人が著作権を有するだけではなく、写っている人には肖像権があるため、ネット上に公開する際には著作権及び、肖像権の許諾が必要になることがあるので、十分注意してください。

※SNSによっては、投稿した写真の権利がサービス提供者に帰属する場合があります。

6. 個人情報の公開の危険性

- ✓ ネット上に公開した情報は、悪意を持った第三者も閲覧できます。そのため、インターネット上で、氏名、年齢、住所、電話番号、自分の写真といった個人に関する情報を公開することのリスクについて、きちんと認識しておかなければなりません。
リスク1. ストーカー（大学生を狙ったストーカー被害が急増しています）
リスク2. 迷惑メール、振り込め詐欺など犯罪に利用される可能性
- ✓ インターネット上に公開された個人に関する情報がコピーされて拡散していった場合、それを完全に削除することは困難です。

※ストーカー被害に遭ったときは、すぐに警察に相談してください。

7. SNSと個人情報・プライバシー

- ✓ 特定の友人だけに公開しているSNSの場合であっても、個人に関する情報の公開には注意が必要です。SNSのプライバシー設定が不十分であったり、友人側の操作ミスであったりするなど、自分の意図しない範囲まで情報が広まってしまう場合があります。
- ✓ 実例ですが、ある学生の個人情報をその学生の友人がSNSに公開したことにより個人が特定され、就職活動時に企業側から公開内容が不適切であると指摘されたことにより不採用になったという事例もあります。インターネット上に個人に関する情報を公開するということは、その情報が自分の手の届かないところへ拡散していく危険性があるということを念頭に置いて、慎重に投稿する必要があります。
- ✓ 特にSNSの場合、写真などの投稿により友人のプライバシー情報を公開することになる点にも留意が必要です。どの情報を他人に公開しても良いと考えるかは、人によって基準が異なります。友人に関する情報を掲載する場合には、事前に本人の許可を取るようにしてください。

8. ネットを使いたいやがらせ や迷惑行為

- ✓ ネット上に、自分の個人情報や誹謗中傷の書き込みがされているのを発見した場合には、書き込みに関する証拠（サービス名、URL）をスクリーンショットなどで保存した上で、サイトの管理者などに削除依頼をしてください。
- ✓ 自分で対応するのが不安な場合は、まずは専門の相談窓口に問い合わせるのが良いでしょう。
- ✓ 学外の方から通報のあった事例ですが、オンラインゲーム上で知り合った人へ暴言の書き込みがあり、その書き込みをした者が本学の複数サークルをフォローしていたことから、本学学生ではないかと疑われました。

9. 発信内容は慎重に

- ✓ SNSなどのツールは、日常生活の中でリアルタイムでの個人の思いなどを投稿できる点が大きな魅力です。しかし、その一方で個人の何気ない発言やふるまいは、ネット上で多くの人の目に触れることになり、場合によっては、社会に大きな影響を与えることがあります。
- ✓ 例えば、SNSにふざけて飲食店の不評を書いた場合、ネット上でその内容に関心を持つ人の間で賛否両論の大量の書き込みが行われ炎上したことで当該飲食店に対する営業妨害行為に発展し多額の慰謝料を請求されたり、悪ふざけのつもりで投稿した動画から、投稿者の個人情報の特定が行われ、社会に対して謝罪をするに至った事例も発生しています。
- ✓ まずは、自分のネット上の発信・投稿内容が、問題となる事項を含んでいないか、社会的非難を浴びるような内容でないかなど、発信・投稿前に今一度考える慎重さが必要です。
- ✓ 何か事が起こった場合にはネット上の行動は個人が特定されてしまうものだということを自覚することが必要です。

10. 懲戒処分

- ✓ SNS上であっても、事実調査の結果、非違行為として「本学の信用を著しく失墜させる行為を行った場合」に該当すれば懲戒処分の対象となります。
- ✓ ネットを使ったりやがらせや迷惑行為を意図的に行った場合に限らず、SNS等への何気ない書き込みであっても、誹謗中傷や暴言ととらえられたり、著作権を侵害したりした場合など、事実調査の結果によっては、懲戒処分の対象となります。

【本学での懲戒処分事例】

停学1週間：Instagramへ危険行為の画像を投稿後、数時間で削除したが、複数のフォロワーが閲覧することとなった。この危険行為を心配する別な学生から指導教員へ相談があり発覚した。

停学1ヶ月：外部からの匿名メールで、個人が特定できる情報がTwitterへ投稿されていると通報があり、ブログとSNS間での紐づけ機能により、投稿者が特定された。

11. 参考

- ✓ 島根大学ソーシャルメディアガイドライン

https://www.shimane-u.ac.jp/introduction/policies_and_initiatives/gyoumu/social_media_guideline/

- ✓ 政府広報オンライン「IT・デジタルのトラブル」

https://www.gov-online.go.jp/it_digital/it_digital_issues/



- ✓ 総務省「インターネットトラブル事例集」

https://www.soumu.go.jp/use_the_internet_wisely/trouble/

